

子ども・子育て支援新制度における認可定員と利用定員について

1 これまでの大阪市の考え方について

【認可定員】

教育・保育施設の設置に当たり認可若しくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員

【利用定員】

子ども・子育て支援法第27条第1項の確認において定め、給付費（委託費）の単価水準を決めるもの

利用定員を設定するための必要な手続き

- ・地方版子ども子育て支援会議等の意見聴取
(本市では子ども・子育て支援会議認可・確認部会)
- ・都道府県知事への協議(教育・保育施設のみ)

利用定員の設定における考え方

- ・認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が確認の手続きの中で設定
- ・全国一律の基準設定なし
- ・利用定員は認可定員に一致させることを基本
- ・恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定すること 直近の実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえて適正に設定

大阪市における利用定員の設定・算出方法

特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用定員は認可定員と同数を基本とする

利用定員は、1号・2号・3号それぞれの各年齢別に設定する。ただし、保育標準時間・短時間ごとの区分設定は設けない。

特定教育・保育施設において利用定員の変更を希望する場合は、認可定員を上限とし、過去3カ年の5月1日現在の実利用人員の平均(小数点第1位切り上げ)以上の数で、施設・事業者からの申請により、大阪市が確認により設定する。

新設の施設や施設種別の変更(幼稚園から幼保連携型認定子ども園など)および増築を行った施設の利用定員は実際の利用児童数により設定する。

(以上、平成26年11月25日開催 平成26年度第4回子ども・子育て支援会議 資料2より抜粋)

過去3カ年の5月1日現在の利用児童数の平均以上の数をとると、過去3カ年利用児童数が減少し続けている特定教育・保育施設にとっては不利益を被る。

(例)この例(保育所)では、上記「大阪市における利用定員の設定・算出方法」によると平成28年度の利用定員は104人となり、101~110人の単価区分となる。一方、平成28年度利用児童数は90人であり、81~90人の単価区分と101~110人の単価区分とを比較すると、平成28年度公定価格単価表(案)(平成28年1月26日子ども・子育て会議資料)によれば、基本分単価だけで年間7,095,600円の減収となる。

保育所	平成25年度	平成26年度	平成27年度	3カ年平均	平成28年度
利用児童数	120人	100人	90人	104人	90人

こうした事態を避けるため…

2 今後の大阪市の考え方について(案)

大阪市における認可定員の考え方

認可定員は、施設・設備を最大限活用して受け入れることができる定員であることを原則とする。

認可定員は、1号・2号・3号それぞれかつ各年齢別に設定し、の場合を除き、利用児童数は各年齢別の認可定員を超えることはできないものとする。

認可定員は、原則、年齢が上がるに伴って進級できる設定とする。

認定子ども園の1号・2号の利用児童数は、各年齢において1号及び2号を合算した認可定員の範囲内であれば、各年齢における1号又は2号の認可定員を超えてもよいものとする。(別添資料参照)

大阪市における利用定員の考え方

特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用定員は認可定員と同数を基本とし、いずれの場合も認可定員を超えることはできない。

利用定員は、1号・2号・3号それぞれの各年齢別に設定する。ただし、保育標準時間・短時間ごとの区分設定は設けない。

新設の施設(新規の確認申請を行う施設(設置者が本市から民間に変わる施設を含む。))や施設種別の変更(幼稚園から幼保連携型認定子ども園など)及び増築を行った施設の利用定員は実際の利用児童数により設定する。

利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大・措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

利用定員が各号かつ各年齢において0人である場合、当該の号かつ年齢の入所はできない。

連続する過去の2年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合、減額措置がある。(今後、国より「5年度間」に変更する旨の通知が出る予定)

利用定員の変更が必要な場合は、法人が各号で増減をさせる場合のみとする。つまり、各号の中の年齢別内訳変更は、利用定員の変更申請又は届出の必要はないものとする。

(例：平成27年度3号利用定員：0歳6人・1歳12人・2歳12人=計30人 平成28年度：0歳6人・1歳12人・2歳18人=計36人 → 平成28年度3号利用定員について、変更(増)申請が必要)

利用定員の減少の届出を行う場合、実際の利用児童数を下回らないように設定することを原則とする。なお、実際の利用児童数を下回って利用定員を設定する場合、当該施設の設置者は、子ども・子育て支援法第34条第5項の規定に基づき、減少の届出の日の1ヶ月前以内に当該施設を利用している児童で、引き続き教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の施設設置者等との連絡調整その他便宜の提供を実施しなければならない。

認定こども園 1、2号子どもの認可定員、利用定員について

1 これまでの考え方

平成 年度当初

年齢別	3歳児			4歳児			5歳児		
	1号	2号	計	1号	2号	計	1号	2号	計
認可定員	90人	10人	100人	95人	10人	105人	95人	10人	105人
利用定員	80人	5人	85人	90人	5人	95人	90人	5人	95人



平成 (+ 1) 年度当初

年齢別	3歳児			4歳児			5歳児		
	1号	2号	計	1号	2号	計	1号	2号	計
利用児童数	80人	15人	95人	85人	12人	97人	92人	8人	100人
利用定員は、各号各歳児で認可定員を超えてはいけないとしていたため…									
利用定員(例)	80人	(変更)15人	95人	85人	15人	100人	92人	10人	102人
認可定員(例)	85人	(変更)15人	100人	85人	20人	105人	95人	10人	105人

例えば、平成 (+ 1) 年度の3歳児について、2号の利用児童数は15人であるため、利用定員を15人に変更し、利用定員は各号各歳児で認可定員を超えてはいけないとしていたため、認可定員も10人から15人に変更していた。



2 今後の考え方

平成 (+ 1) 年度当初

年齢別	3歳児			4歳児			5歳児		
	1号	2号	計	1号	2号	計	1号	2号	計
利用児童数	80人	15人	95人	85人	12人	97人	92人	8人	100人
認可定員	90人	(変更必要なし)10人	100人	95人	10人	105人	95人	10人	105人
利用定員(例)	80人	(変更)15人	95人	85人	15人	100人	92人	10人	102人

今後は、利用児童数が各年齢別の1、2号合わせた数に収まっていれば、たとえ各号かつ各歳児で利用定員が認可定員を超えていても、認可定員の変更は必要としないものとする。例えば、上表で、3歳児の2号の認可定員は10人、利用児童数は15人で2号の3歳児の認可定員は超えているが、3歳児の利用児童数は95人であり、3歳児1・2号合計の認可定員100人の範囲内に収まっている。よって、2号の3歳児の利用定員を15人に変更する必要があるが、2号の3歳児の認可定員について、変更の必要はない。